

徳山城下町の町人

中山伴七とその家歴

会員 神 本 正 律

はじめに

慶安三年に藩府が野上村に移され、武家屋敷もなると、往還筋沿いの野上市は宿場町から次第に城下町へと発展して町並が揃い、元禄十六年には、東の川境から西に橋本町・糶町・幸町・佐渡町・油屋町・野上町・合田町、また、海側には浜崎丁とそれぞれの名が付けられて、城下町の形態はひとまず整ってきた。

この東西の町筋を本町と呼んだ。徳山市史資料(昭和十九年)所載の「町人屋敷割図」を見ると、そこには屋号、人名、敷坪、門役高などが書き入れてある。また、徳山市史資料(上)(昭和三十九年)には「町方屋敷割図」と出ているが、この屋敷割図の原本は富田古市西の中山 栄氏方に所蔵されて、原本は折本で表紙が破損して題名を欠いている。ところで、同家には今一つの完本があり、これは「徳山本町図面」と題されており、その奥書に、

右徳山本町並南浜丁図面改被仰付候、軒別相改表口、裏之間敷等古帳前を以相調差上申所如件

天保十一年十一月 日 目代 西山浅右エ門

年寄 久村 卯兵衛

年寄 宮崎 勝之丞

とある。因に市史資料等所載の図は、この天保十一年に改調されたそれであって、題名、年時も明らかである。

さて、この徳山本町図面を見ると、各屋敷の持主の名の下に「抱」と書き付けのあるもの、「居宅」と書き付けるもの、人名だけのもの、更には「殿居宅」と丁寧に書き付けたものもあって、この書き様に差異が見られるのは、町人の中には自然に階層が意識されていたように思われる。

中山伴七の居宅

その屋敷は幸町の東寄り南側に、間口 拾間老歩、奥行

式拾八間余、敷坪 五畝拾歩の「居宅」にて、酒造を業とした。この他に糶町と隣地に、間口 四間の二屋敷を抱えていたので、かなりの店構えの町人層であったと思われる。屋号は、初め松村屋、後に古屋と名を頂戴して改めたという。

ところで、古屋には伴七を名乗る者が二人あり、初めの人には正徳享保ごろの五代目、後の人は天保嘉永ごろの十代目で、この人は初め小七郎といい、後に惣左衛門と改めた。屋敷割図に出ている「中山小七郎」は十代目の伴七のこと、その子孫が現在、富田古市西の中山 栄氏である。

五代目の伴七は町年寄であって、その正徳五年六月に万役山事件が起こり、つづいて徳山藩は改易されて城下町の商状は落ちこんだ。伴七は父新六の意を体して藩府の再興のため、領内の村役人と共に百姓町人を召し連れて、萩表に出願に向かい、山口の水上河原にて代官中野市左衛門と応対などをした。或は還府運動の者たちに資金を援助するなど就中謀主の奈古屋左衛門里人と通牒して計策をした。領内外の神仏に祈願するなどして再興運動に精魂を傾けた人であった。

私は、昭和三十年の夏初めて知人と中山家を訪ね、その後、昭和五十三年十二月再訪して所蔵記録の調査をして、中山家の来歴に深い興味を覚えた。

さて、城下町時代の町家にして今日遺っている家筋は、現在の銀座街に数軒あるが、当時の生活記録まで保存されている家はなく、中山家の場合、戦災地の徳山にしては稀であろう。

殊に中山家の初祖惣左衛門は、意外にも陶晴賢の幕下江良弾正忠賢宣の被官にして、主人と共に須々万沼城に拠って毛利軍の進攻を防いだが力つき、江良弾正忠の降服に従って毛利氏に服属し、それより毛利氏のため、戦国の世の各地の戦陣を馳駆した。その子孫は江良氏の故地である都濃の郡北に住んで帰農し、所々の山野を開作し、その後徳山の城下町に移ってきたのであった。

その家歴

初代中山惣左衛門（その先は不詳）

初め大内義隆の重臣陶隆房の幕下江良弾正忠賢宣の被官にして、弘治三年三月三日江良弾正忠と共に毛利氏に服属する。

永禄十二年十月、当時毛利氏は大友氏と豊筑に交戦の折から、惣左衛門事は筑前宗像郡（今糟屋郡）立花城に江良氏と共に籠城した。

これに係わる書状四通（写）があるので、次に掲げる。

(1)

今度為使被罷出候、其儘立花有登城各同前之覚悟普請、
以下日夜之用心馳走之段不及申候、愛章殿当城御番最
前御奉公首尾□□紙之趣可申達候。早々謹言

十一月十九日

桂左衛門尉

元重

判

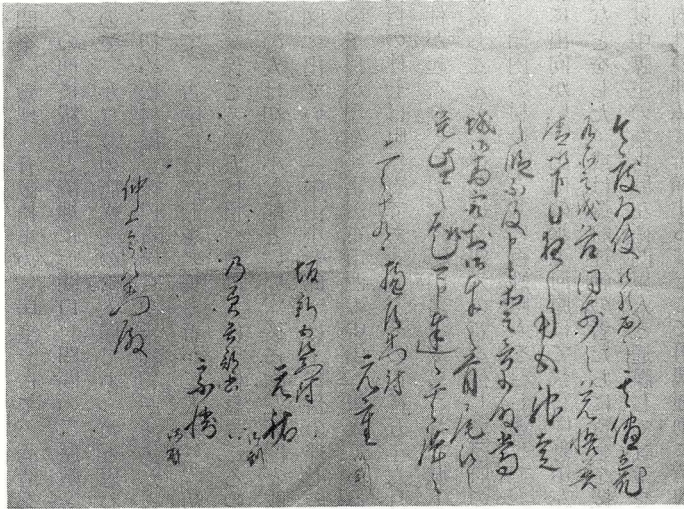


写真 1

(永禄十二カ)

坂新五衛門尉 元祐 判
乃美兵部丞 宗勝 判

仲山宗左衛門殿

(写真 1)

右の書中の愛章殿につき輝元より出した感状が、阿武郡
三見村の江良弾藏(注進案)家に通ある。

於今度立花表父彈正忠討死候、誠無比類令感悦候、弥
可抽忠儀事肝要候、仍而大刀一腰金覆輪千匹遣之候、
猶上田寺可申聞候 謹言

十二月十一日

輝元判

(永禄十一カ)

江良愛章殿

注、注進案所載には「愛童」になっているが、中山家判
物写によって「愛章」としておく。

前の二文書によって、江良愛章の父は江良弾正忠であり、
父は立花城表で討死と判る。

(2) 江良愛章被官中山惣左衛門事、今度立花要害害籠城辛勞

之段祝着候、此由相心得可申聞事肝要候 謹言

二月十日

元就判

(永禄十三カ)(就方)

兒玉周防守殿

(写真 2)

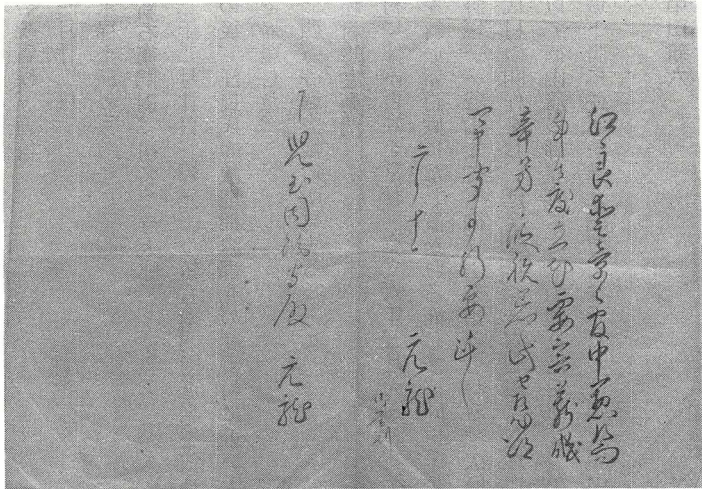


写真 2

(3) 尚く右の浮米は宣直抱之内にて可調候く

去年九州立花表御執退之刻宣直事、立花御城馳籠馳走
 之通、乃美宗勝・坂元祐・桂元重御一通拝見紙面誠
 神妙被思召候、為忠恩浮米三俵定遣方被宛遣候、以御
 成人之上弥々申達可成御加恩候、早々謹言

永祿十三年十月十一日 白井弥四郎 長胤 判

岡右京丞 久勝 判

古西新兵衛 宣泰 判

古賀掃部允 賢定 判

帆足小左エ門 忠吉 判

堀江左エ門尉 元莫 判

仲山宗左衛門殿

右の文書は(1)の文書に対応する。「立花表御執退之刻」とは、永祿十二年十月十二日大内輝弘の山口に侵入と、山陰に於ける尼子勝久の烽起であって、毛利氏の後方攪乱という危機のために立花城を退陣をせざるを得なかったのである。このあと敢然と立花城の守嬰の任についたのが乃美・坂・桂の三将であって、この城兵の中に江良愛章宣直が未だ若年ながら籠城し、これを輔けて被官中山惣左衛門も籠城していたのである。

(4) 今度中間孫左衛門無子細令他出、彼給之内壹段並立花表奉公之刻、壹石五斗宛对其方遣置候、為祝儀鳥目廿正令祝着候、謹言

四月廿二日

(桂)

元重判

(永禄十三カ)

二代新右衛門尉、初名 与太郎

慶長二年二月廿日、輝元より新右衛門尉と名を叙せられた。その後、江良氏の故地都濃郡北の鹿野村に近い大向村に住んで帰農した。

位碑、西方寺過去帳に所見する。

三代松村惣左衛門

大向村に住み百姓を営む。寛文六年五月大向の石ヶ原の新開作を行い新百姓になし置かれる而して、同村千ヶ瀬山より鹿野境一ノ谷山まで、御立山を預けられる。次いでまた、田代村の開作をし、延宝二年(一六七四)六月廿七日覚書を以て徳山藩の御雇分にて下山廻り役を仰せつかる。

徳山城下町に住居を構え商賈となったのは延宝年中頃からである。

四代中山新六

天和二年には大津島の近江開作、赤崎山開作等をなす。次いで島田村に開作をし、浅江村に松村屋酒場を取立つ。

元禄六年に徳山幸町に酒場を始めて家業と定む。同十五年栗屋村の万屋吉左エ門長太夫三人にて万屋開作を行って、年貢十ヶ年を差し出す。

宝永六年三月八日糺町より出火して家財道具を焼失する。次いで、正徳四年三月八日夜八ツ時、向いより出火し折からの北風にて火元同前になって、居宅諸道具商買物まで残らず焼失する。之によって身上も難儀に陥るところ、知遇の大阪の間屋の援助によってようやく普請をして家業をつづけた。

正徳五年十二月廿八日書付を以て苗字を免許され、これより中山を称す。屋号は、松村屋と称し本町町年寄役につく。翌年正月御切紙を以て屋号を古屋と頂戴する。

正徳五年六月万役山事件が起こって、徳山藩は改易されるや、これより御還府の歎願のことにつき、嗣子伴七と共に活動援助に身魂を入れる。

中山家には再興活動の關係資料が多い。
(以下略)